富士見市告示第267号

制限付一般競争入札(ダイレクト入札)を執行するので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項(平成19年告示第225号)を適用する。

平成30年8月6日

富士見市長 星 野 光 弘

	士 五 日	100101000
\perp	事番号	1801040036
入札方法		制限付一般競争入札(電子入札・ダイレクト)【一抜け方式】
工事名		道路修繕工事 (その 4)
工事場所		富士見市大字鶴馬地內 市道第 5137 号線
工事概要		L=140.0m W=5.95~6.15m 舗装版取壊し工(t=10 cm) 847.6 m ² 路上再生路盤工(t=10 cm) 847.6 m ² 舗装工(表 5cm+基 5cm) 847.6 m ² 区画線設置工 一式 他 土工、雑工 各一式
工期		契約確定の日から平成 30 年 10 月 31 日
設計金額		10,530,000円(税抜き) 11,372,400円(消費税及び地方消費税の額を含む)
最低制限価格		設定する
	登録業種	舗装工事業
入札参加資格	事業所の 所在地、 総合評定 値等	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本店を 有し、平成29・30年度富士見市入札参加資格申請において提出 された経営規模等評価結果通知書に係る舗装工事の総合評定値が4 50点以上の者。
	世 于	
	施工実績等	・上記の者については、埼玉県内の本支店等において、過去10年間 (平成20年度から平成29年度)に、地方公共団体が発注する舗装工事の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結の権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

ı	Γ	
	その他の資格	入札公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 ※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書(届出書第 1 号)又は社会保険等の適用除外に関する届出書(届出書第 2 号)等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入確認の提出書類を確認
		してください。
その他	一抜け方式	この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。 一抜け方式の対象工事については、別表により定める。
入札参加		平成30年8月7日(火)午前9時から
5	受付期間	平成30年8月20日(月)午後4時まで
入札期間		平成30年8月21日(火)午前9時から 平成30年8月22日(水)午後4時まで
開札日時		平成30年8月23日(木)午前9時20分
再度入札 の場合		設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は、次のとおりとする。 (1) 再度入札は1回までとする。 (2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。 (3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は、初度入札の翌開庁日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後、システムにより通知する。
	閲覧又は	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載す
≟ n.	貸出期間	るファイルより取得すること。
設計図書等	質疑受付	平成30年8月7日(火)午前9時から 平成30年8月15日(木)正午まで 電子入札システムにより提出すること。 (※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。)
',1		

	質疑回答	平成30年8月17日(金)まで 電子入札システムに随時掲示する。
前 金 払		有(請負代金額が130万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の40%以内(限度額1億円)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。
中間前金払		有(請負代金額が500万円以上の場合に限る。中間前金払の額は、 契約金額の20%以内(限度額5千万円)とし、1万円未満の端数は 切り捨てる。)。ただし継続費又は債務負担行為に基づく契約にあって は、その年割額の20%以内とする。
部	分払	無し
契約保証金		契約金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。
現場代理人 の兼務		可。(富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる)
		入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知 のうえ、入札に参加すること。
	その他	提出ファイルの拡張子は、「.docx」(Microsoft word)、「.xlsx」(同Excel) 又は、「.pptx」(同PowerPoint) としてください。他の拡張子のファイルは提出できませんので、御注意ください。

別表

対象工事	ア 道路修繕工事 (その2) (富士見市告示第265号)
	イ 道路修繕工事(その1)(富士見市告示第266号)
	ウ 道路修繕工事(その4)(富士見市告示第267号)
	エ 道路修繕工事(その3)(富士見市告示第268号)
概要	・対象工事ア及びイの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は
	無効とする。
	・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工の入札は無効とする。

問合せ 富士見市役所契約検査課 049-251-2711